

同じような被害を繰り返さないために、

全ての被害者の救済のために。



「公正な判決を求める要請署名」に、ぜひご協力をお願いします。

新潟水俣病共闘会議

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町6-2
TEL : 025-281-2466 E-mail : niheiwa@rapid.ocn.ne.jp

新潟水俣病阿賀野患者会

〒950-0075 新潟県新潟市中央区沼垂東6丁目4-12
TEL : 025-244-0178 E-mail : agano_kanjakai@nifty.com

Production and design Masaaki Kobayashi & Photo Artist Kimiharu Kohara.

ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟の勝利と水俣病全被害者の救済を求めて【令和2年6月20日発行】発行・編集／新潟水俣病共闘会議・新潟水俣病阿賀野患者会 編集・制作／デザイン/小原玉明/小原玉雄

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟「公正な判決を求める要請署名」推進資料

ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟の勝利と 水俣病全被害者の救済を求めて

新潟水俣病
2020 Q&A

水俣病被害者の声

資料 被害者救済の流れ
水俣病闘争の歴史

なまえ
あなたの署名が、
わたしたちの
力になる。

「公正な判決を求める要請署名」にぜひご協力を。これまでの活動を振り返るQ&A集です。



新潟水俣病共闘会議
新潟水俣病阿賀野患者会

同じような被害を繰り返さないために、

全ての被害者の救済のために。



「公正な判決を求める要請署名」に、ぜひご協力をお願いします。

新潟水俣病共闘会議

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町6-2
TEL : 025-281-2466 E-mail : niheiwa@rapid.ocn.ne.jp

新潟水俣病阿賀野患者会

〒950-0075 新潟県新潟市中央区沼垂東6丁目4-12
TEL : 025-244-0178 E-mail : agano_kanjakai@nifty.com

Production and design Masaaki Kobayashi & Photo Artist Kimiharu Kohara.

ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟の勝利と水俣病全被害者の救済を求めて【令和2年6月20日発行】発行・編集／新潟水俣病共闘会議・新潟水俣病阿賀野患者会 編集・制作／デザイン/小原玉明/小原玉雄

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟「公正な判決を求める要請署名」推進資料

ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟の勝利と 水俣病全被害者の救済を求めて

新潟水俣病
2020 Q&A

水俣病被害者の声

資料 被害者救済の流れ
水俣病闘争の歴史

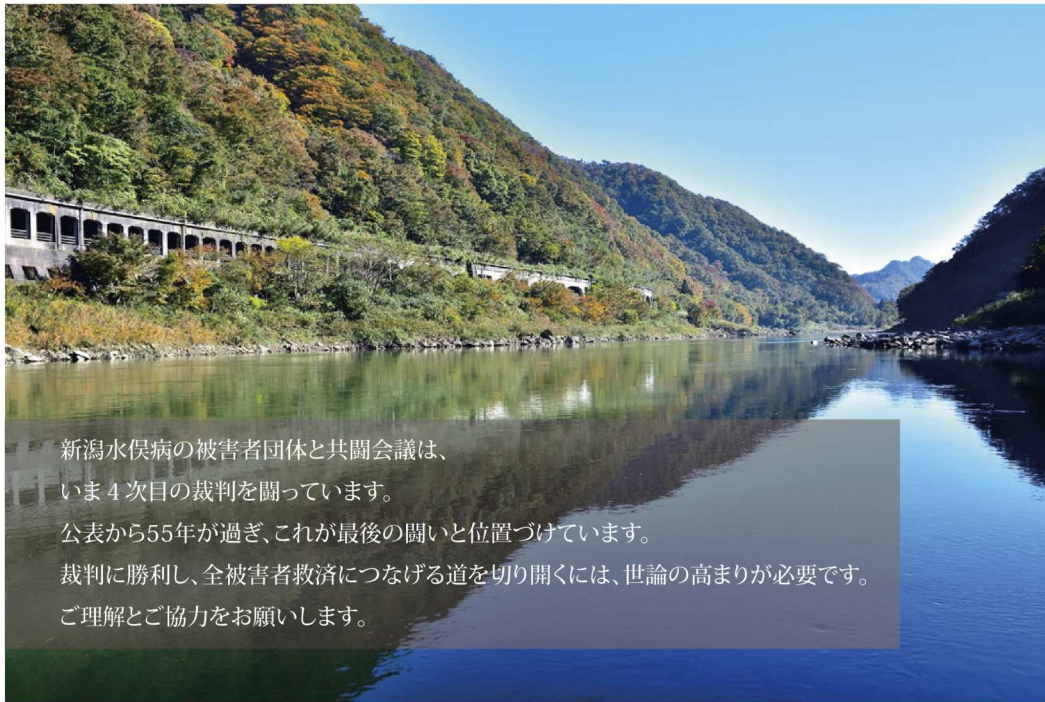
なまえ
あなたの署名が、
わたしたちの
力になる。

「公正な判決を求める要請署名」にぜひご協力を。これまでの活動を振り返るQ&A集です。



新潟水俣病共闘会議
新潟水俣病阿賀野患者会

Q & A	水俣病は終わっていない Q1 何が問題で、いまだどうなっているの？	P2
	国とのたたかい Q2 新潟水俣病の発生に国に責任はないの？	P3
	被害者の声 Q3 今裁判をしている人はどんな人たち？	P4 - P6
	新たな救済制度の確立を Q4 どういう解決を求めているの？	P7
	私たちはどうすべきか Q5 では、私たちはどうすればいいの？	P8



新潟水俣病の被害者団体と共闘会議は、いま4回目の裁判を闘っています。公表から55年が過ぎ、これが最後の闘いと位置づけています。裁判に勝利し、全被害者救済につなげる道を切り開くには、世論の高まりが必要です。ご理解とご協力をお願いします。

資料

- 図表2 水俣病被害者救済の流れ
- 図表3 新潟水俣病闘争の略史

P9 - P10

水俣病は終わっていない



Q1 水俣病はまだ終わっていないというけど、何が問題で、いまだどうなっているの？

A 被害発生から半世紀以上過ぎているのにまだ終わっていない最大の要因は、①国が水俣病の認定基準を改悪して、認定申請した被害者を「水俣病ではない」と切り捨て放置していること、②国の認定基準で棄却された被害者が再三再四司法の場で水俣病と認められているにもかかわらず、国が認定基準の見直しをしないことにあります。また、③被害地域住民の健康調査を行わないため被害の全容が明らかでないこと、④水俣病に対する差別偏見を恐れて認定申請をためらっている人が多くいることも大きな問題です。

図表2(※P9)をみながら被害者救済の流れを追ってみましょう。環境庁は1971年に、水俣病によくみられる症状のうちいずれかの症状があれば水俣病と認定する通知を発表しました。当時、棄却される被害者はほとんどいませんでした。それが1973年の第3・第4水俣病発生報道を機に、国は1977年に認定基準を「いずれかの症状」から「症状の組合せが必要」に改悪して、多くの被害者を「水俣病ではない」と棄却しました。そのため、それ以降の裁判は、棄却された被害者が国や加害企業らを相手に「水俣病であること」を認めさせることが焦点となっており、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟もその一つです(図表3※P10)。

国の認定基準によって棄却された被害者が、司法の場で水俣病と認められた判決は地裁段階もふくめると約20件あります。図表2、3にあるとおり、2004年10月と2013年4月に最高裁は手足先の感覚障害のみでも水俣病と認められると判示しました。しかし、こ

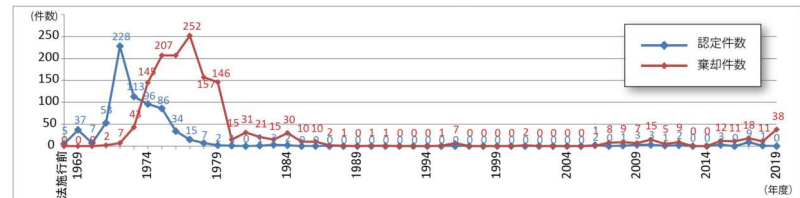
の司法判断にも、国は1977年の認定基準を否定されていないとして2014年に新通知を発表し、今度は「症状」に加えて「有機水銀の曝露要件(汚染魚の多食)」を厳しくして被害者を切り捨てています。

新潟では2017年11月に東京高裁が、上記最高裁判決に則して、新潟市が棄却した原告9名全員を水俣病と認めました(新潟水俣病原告訴訟)。新潟市は上告せず判決は確定。しかし、2018年3月の新潟水俣病第3次訴訟東京高裁判決はこれとは真逆の判旨をもって被害者を水俣病と認めず、原告の上告申立でも棄却しました。

「あとう限り救済する」と謳った水俣病特措法の申請受付が2012年7月で打ち切られた以上、広範な水俣病被害者を救済するには裁判しかありません。

共闘会議は、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟はこうした水俣病像をめぐる争いにピリオドを打つ最後の闘いと位置づけています。

図表1. 新潟水俣病患者認定状況





国とのたたかい



「全て、ここから始まった。」
(写真集AGA MINAMATA
～水俣病は終わらない～)より

Q2 新潟水俣病の発生に国の責任はないの？

A 新潟水俣病は、熊本水俣病の公式発見から9年後におきた第二の水俣病です。このことは、熊本で水俣病が発生したとき、国・熊本県・チッソが原因究明や被害者救済などを適切に対処しなかったために、再び新潟で繰り返されたといえます。

熊本水俣病では国の責任が認められましたが、新潟水俣病発生における国の法的責任ははまだ認められていません。1992年の新潟水俣病第2次訴訟の新潟地裁判決は「阿賀野川流域で水俣病が発生することについて予見可能性がなく水質2法(水質保全法、工場排水規制法)に基づく規制権限を行使する状況にはなかった」とする国の主張を採用しています。

一方、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、熊本水俣病について「1959年当時、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって認識しえたから、同年12月末には、通産大臣は水質2法を適用して、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設の排水規制をすることが可能であり、しかも、水俣病被害の深刻さにかんがみると、直ちにこの権限を行使すべき状況にあったのに、それが行使されなかったため、被害が拡大した」として国の責任を認めました。

熊本で水俣病が問題となった当時は、国会でもチッソだけでなく全国のアセトアルデヒド工場の安全性が議論されました。国・通産省はチッソと同種の6工場の排水分析を行い、1961年にはそれら工場すべてからチッソと同程度かそれ以上の水銀が流出していることが判明しました。しかし、国はこの結果を隠蔽し、新潟水俣病第2次訴訟では「水銀分析の資料は存在しない」としていましたが、今次ノーモア・ミ

ナマタ第2次訴訟において「工場名を墨塗した水銀分析表」を証拠として提出してきました。この中に昭和電工鹿瀬工場が含まれるかどうか明らかにされていませんが、同工場は1959年頃から生産を増強し、水銀使用量も全国2番目だったことからすると、鹿瀬工場の排水にもチッソと同程度かそれ以上の水銀が含まれていたことは明らかです。また、当時の阿賀野川にはたくさんの漁協があり、組合員もたくさんいましたし、流域住民の生活は阿賀野川と深く結びついた生活でした。したがって、流域住民が川魚を多食していたことを国は当然知りえたのですから、阿賀野川流域に水俣病が発生することを認識できました。

国には、水質2法を適用して規制権限を行使し、第2の水俣病である新潟水俣病の発生を阻止する義務があったにもかかわらず、これをしなかった責任があります。

東京工業試験所が行った工場排水の定量分析による総水銀の測定量を示すデータ。表2と表3は国がこれまではないと隠していたが、原告側の追及により2015年2月に国が新潟地裁に提出した、新潟水俣病の発生責任を裏付けるもの。



被害者の声

Q3 いま裁判をしているのは どういう人たち？

A 唯一の救済制度である公害健康被害補償法が定めた認定基準によって「水俣病ではない」と棄却された人々です。原告になった人それぞれに事情がありますが、大きくは4つに分けられます。

- ①自分や家族が差別を受けるのではないかと恐れを抱いていた人
- ②自分の症状が水俣病とはわからなかった、また救済制度を知らなかった人
- ③以前は我慢していたが症状が進行し我慢できなくなった人
- ④居住地域や出生年等の線引きによって救済制度の枠外に置かれている人です。それら4つのケースについて紹介します。

CASE 1

「子どもたちへの影響を恐れていた」

皆川 榮一さん

1943年生(76歳)
阿賀町在住 大工

2013年 3月 認定申請
2013年12月 第1陣原告として提訴
2016年12月 棄却、現在再申請中



病気への偏見を恐れ...

私は亡き父の後を継いで漁業協同組合に入り、毎日のように川船を出して魚を捕って家族で食べていました。

手足の先がしびれて自分も水俣病ではないかと思ったこともありましたが、認定申請は考えませんでした。

理由は、私の集落では「身体は悪くないのに金欲しさで申請した」と偏見を持つ人が多く、私も「申請したら仕事はやっていけない」「重症でないと水俣病と認定されない」と思っていました。また、息子や娘の将来に影響しないかと考えました。

自問自答の末、仲間の声もあり闘う決意を

2010年、集落から水俣病特措法の対象者ができました。2人の子どもも独立したので、「一方的に被害を受けて、このままやられっぱなしで自分を押し殺していいのだからか」と自問自答を繰り返す日々が多くなりました。そのような時に阿賀野患者会の会員であった大工仲間から声をかけられ、夫婦で水俣病の診断を受けて認定申請し、原告になりました。

CASE 2

「自分が水俣病だとは思わなかった」

Hさん

1954年生(66歳)
阿賀町在住 女性 無職



2019年7月 認定申請
2019年9月 第16陣原告として提訴

高校生のころから異変に気づいて…苦しい日々

私は阿賀野川支流の新谷川の畔で生まれ、高校入学まで新谷川の築(やな)で祖父や叔父が捕ってきた魚を1年中、家族で食べてました。母方の祖父と母の妹は認定患者、叔父と従妹は私と同じ認定申請中です。

高校生の頃から歩き方がおかしいと言われ、20歳代から体調を崩しやすく耳鳴りやめまい、立ちくらみがありました。30歳過ぎから手足のしびれやからす曲がり、40歳代になると持っていた物を落としたり、手先の細かい仕事ができにくくなりました。手足のしびれや体の痛みなどは他に原因があると思われる。いろいろな病院で診察を受けてきましたが、なかなか原因がはっきりせず、本当に苦しい日々を送ってきました。

保健師さんに相談し診断を受け、病名が判明

祖父をみて水俣病はわかったつもりでしたが、まさか自分がそのような病気になるとは思ってもみませんでした。体調がすぐれず、保健師さんに相談したところ沼垂診療所を紹介されて水俣病の診断を受けました。ようやく病名がわかりました。

私のような人がほかにもいると思います。

CASE 3

「症状が進行し我慢できなくなった」

大堀 修さん

1950年生(69歳)
新潟市在住 パート職員



2016年2月 認定申請
2016年6月 第10陣原告として提訴

中学卒業まで捕ってきた川魚を食べていたが…

私は五泉市佐取で生まれ、子供の頃から中学校を卒業して上京するまで、父や兄や自分が捕ってきた川魚を食べて来ました。父は船大工で旅館の調理師もやっていたので、捕ってきたニゴイやハヤ、アユ、ナマズ、ウナギ等を美味しく食べました。東京での生活は10年で、その間は水俣病の情報は全くありませんでした。

手足のしびれ、視野がぼやけるなどで仕事にも影響が

20歳代から手足のしびれがあり、40歳頃から手が震え、今では字が満足に
(次ページ)

書けなくなりました。また、耳鳴りや臭いが良く分からない、視野がぼやける、頭痛等の症状が強くなってきました。旅館で働いていたとき、包丁をしっかりとつかんだつもりが落とすこともあって、ヒヤッとする時がありました。

水俣病ではないかとうすうす思っていました、友人から誘われて、これ以上我慢する必要はないと思い、診てもらいました。

CASE 4

「出生年の線引きで棄却になった」

Kさん

1970年生(50歳)
新潟市在住 女性 会社員



2015年2月 認定申請
2015年4月 第5陣原告として提訴
2017年9月 棄却、現在再申請中

漁師一族に生まれ、家族に多数の水俣病患者

私は阿賀野川が日本海に注ぐ新潟市東区の集落で育ちました。漁協に入っていた祖母の兄が捕ってきた魚を1日2回は食べていました。結婚して実家を出ましたが、魚はよくもらって食べました。祖母の一族は同じ集落に住む漁師で認定患者が多く、両親は医療手帳所持者です。

年齢的にも自分が家族や親戚と同じ水俣病とは思いませんでしたが、母の勧めで沼垂診療所を受診、関川智子先生から水俣病と診断を受け、認定申請しました。

棄却理由は昭和41年以降の生まれ

申請後、5～6回新潟大学病院の各科の診察を受け、4年6か月経ってようやく審査結果をもらいました。棄却でした。大学の診察結果では手足のしびれ等の症状が認められましたが、家族、親戚に多数の水俣病患者がいることが確認されているのに、水俣病が発生する程の魚を多食してはいないと結論でした。棄却の最大の理由は私の生まれが新潟水俣病発生後の昭和41年以降であると考えられます。

今、裁判を闘っている原告(150名)には昭和41年以降の出生者は11名います。41年以降も水銀で汚染された魚を食べ続けて私たちは水俣病被害者になった事を裁判所で被告側に認めさせるために弁護士と一緒に頑張ります。





新たな救済制度の確立を



Q4 どういう解決を求めているの？

A 被害者団体と共闘会議は2つの最高裁判決を踏まえて、2013年9月に提言「国は今こそ水俣病の全面解決を—新たな救済制度の確立を求める」を発表しました。提言の要旨は次のとおりです。

①国は現在の「認定制度」とは別に、水俣病全被害者を対象とする「網羅的な救済制度」を確立して被害者の早期救済をはかること。つまり補償の対象者を「重症」だけでなく、中等症、軽症のランクを設けて救済する制度を併存すること。

②網羅的な救済制度の「判定基準や判定方法」「補償内容」は被害者側と十分な協議を尽くして国・加害企業と被害者団体との間で協定書を交わし、恒久的な制度とすること。

③その前提として、国は加害企業・被害者団体と協力して汚染地域の住民健康調査を実施して潜在患者の発見に努めること。また、そのために自治体とも協力して水俣病に対する差別偏見の除去に努めること。



この提言は新潟県知事や新潟市長、多くの学者文化人から支持されました。提言して以降、県は毎年「水俣病被害者の早期救済や患者救済の枠組みの見直しに取り組むこと」と「被害者が声をあげることができる環境の整備」を政府に要望しています。

また、認定審査会の西澤会長(当時)も新潟水俣病公表50年(2015年)時、地元紙のインタビューで、「認定制度について『中等症・軽症への対応に課題がある』と指摘し、阿賀野川流域住民の一斉検診についても「必要だと訴えてきた」と答えています。

このように地元の首長らは、現行制度に大きな疑問を呈し、被害者の早期救済、問題解決を強く望んでいます。しかし、国はこの「提言」に沈黙したままで動こうとしません。政府、国会を動かすには水俣病解決の世論の高まりが必要です。

私たちはどうすべきか



Q5 では、私たちはどうすればいいの？

A ①被害者の話、体験談を聴く。
②加害と被害の現地を視察する。水俣病のイベントや集会等に参加する。
③裁判所宛の要請署名に取り組む。
などがあげられます。

何はともあれ、被害者の声を聴いてください。新潟では第2次訴訟の解決を機に「新潟水俣病資料館」(県立環境と人間のふれあい館/025-387-1450)を開設しました。そこでは5、6人の被害者が「語り部」となって水俣病の体験談を話しています。小中学校生らを対象にしていますが、資料館に事前連絡して同席することもできます。阿賀野患者会や共闘会議に連絡していただいても結構です。

元海上保安官で公害Gメンだった故・田尻宗昭さんは「現場こそ偉大な教師なり」とよく話されています。新潟水俣病にとって現場とは、阿賀野川流域とそこで暮らしていた被害者であり、発生源の旧昭和電工鹿瀬工場です。共闘会議は毎年秋に「新潟水俣病現地調査」を行っています。加害の現場に立つて当時の工場の様子を説明し、被害の現場では川辺に



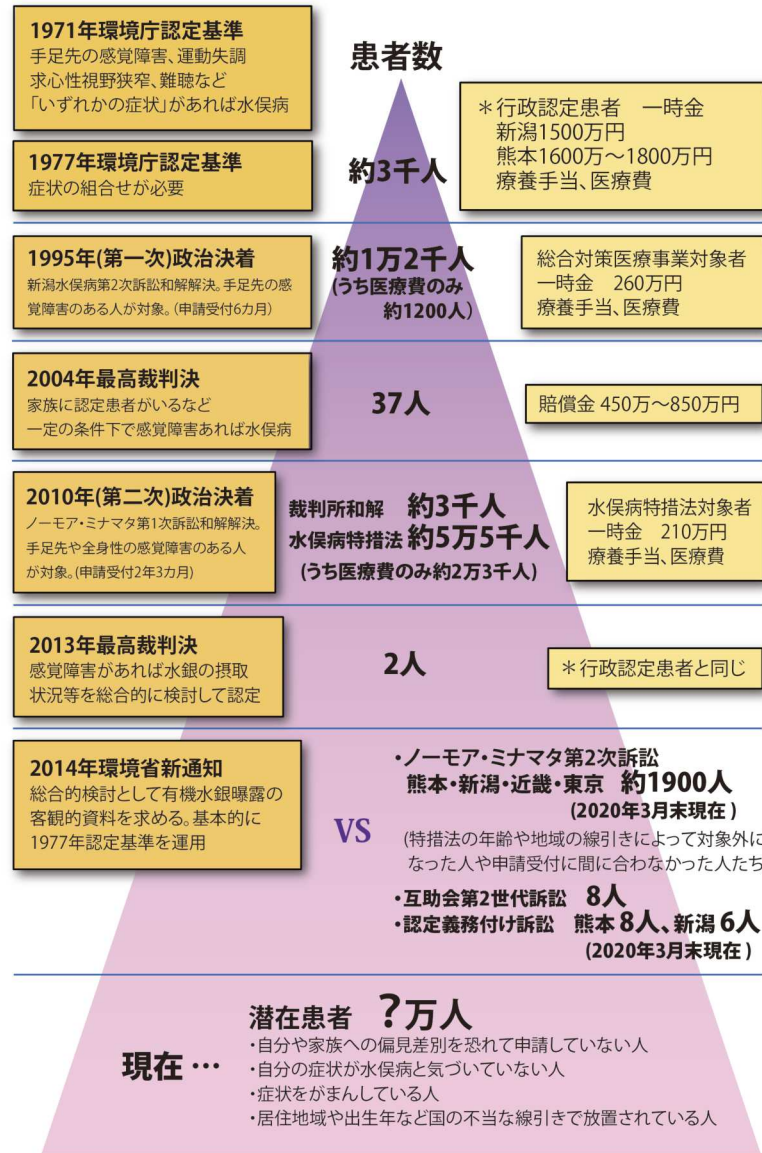
立って被害者から川とのかかわりや当時の食生活、地域の状況など50年前の暮らしの様子を臨場感をもって聞くことができます。ぜひ現地を訪れてください。

また、阿賀野患者会や共闘会議は、水俣病啓発のシンポジウムや集会を時々開催していますし、被害者や弁護士、共闘会議のメンバーを派遣することもできます。

最後をお願いします。ノーモア・ミナマタ第2次訴訟はいま、新潟のほか熊本、近畿(大阪)、東京の全国4か所で行われています。上述のとおり、同じような被害を繰り返してはならないという思いと全ての被害者の救済につながるルールづくりを求めて闘っています。近く熊本地裁を皮切りに、大阪地裁、新潟地裁、東京地裁で判決を迎えます。「公正な判決を求める要請署名」にぜひご協力をお願いします。



図表 2. 水俣病被害者救済の流れ



図表 3. 新潟水俣病闘争の略史

1965年6月 新潟水俣病公表

1. 第1次訴訟・・・水俣病患者 vs 昭和電工

1967年6月 提訴
1971年9月 原告勝訴判決(昭電控訴せず確定)
1973年5月 第3水俣病発生報道・日本列島水銀パニックに、74年水俣病認定棄却率逆転
1973年9月 昭電と補償協定締結
1977年7月 認定基準改悪(71年の「いずれかの症状」から「症状の組み合わせが必要」)に
→ 1978年に認定申請棄却者1千人超

2. 第2次訴訟・・・認定棄却患者 vs 国・昭和電工

1982年6月 提訴
1992年3月 新潟地裁判決(91人中88人を水俣病と認定、国の責任は否定)
1995年9月 村山連立政権熊本水俣病解決案提示、10月熊本被害者団体受諾
1995年12月 昭和電工と解決協定書締結
1996年1月 水俣病総合対策医療事業受付再開(~7月1日)
→ 医療事業一時金対象者799人、医療費のみ27人
2004年10月 関西訴訟最高裁判決
(感覚障害のみの水俣病を認め58人中51人を水俣病と認定。国・熊本県に被害拡大の責任あり)

3. ノーモア・ミナマタ第1次訴訟・・・未認定患者 vs 国・昭和電工

2009年6月 提訴
2009年7月 水俣病被害者救済特措法成立
2010年4月 水俣病特措法「救済措置の方針」閣議決定、5月水俣病特措法申請受付開始
2011年3月 国・昭和電工と和解成立
2012年7月 特措法申請受付締切
→ 特措法一時金対象者1989人、医療費のみ165人
2013年4月 認定義務付訴訟最高裁判決
(感覚障害だけの水俣病が存在しないという科学的な実証はないとして感覚障害のみの棄却患者を水俣病と認定)

4. ノーモア・ミナマタ第2次訴訟・・・未認定(認定申請・特措法対象外)患者 vs 国・昭電

2013年12月 提訴(2020年3月末現在150人)
2019年11月 原告1~4陣(52名)分離審理申立て
2017年11月 新潟水俣病抗告訴訟東京高裁判決(9人全員を水俣病と認定)
2018年3月 新潟水俣病第3次訴訟東京高裁判決(原告2名敗訴)→2019年3月 原告上告棄却
2020年3月 水俣病被害者互助会第2世代訴訟福岡高裁判決(8名全員を棄却)

水俣病認定申請処分状況 (2020年3月末現在)

	申請者数(延べ)	認定	棄却(延べ)	処分済	未処分
新潟県・市	2,676	715	1,476	2,191	144
熊本県	22,164	1,790	12,996	14,786	419
鹿児島県	5,790	493	4,209	4,702	1,088
計	30,630	2,998	18,681	21,679	1,651